

## 経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年8月9日（水） 午後1時27分～3時37分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 山宮委員長、大東副委員長、齋藤（智）、相澤、木内、野村 各委員
- 4 傍聴人 なし
- 5 傍聴議員 小野塚議員
- 6 説明者 山口経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局長、渡邊都市建設部長、武井建設課長、設樂上下水道整備課長
- 7 事務局 原事務局長、倉澤主査
- 8 議 事 (1) 経済部各課の所管・調査事項報告  
(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換  
(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告  
(4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換  
(5) 今後の日程について

### 9 会議の概要

#### (1) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 はじめに、次第3の(1)、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

#### ア 産業振興課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、産業振興課の所管に係る事項について報告願う。産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

はじめに所管事項の報告をさせていただく。資料の1ページを御覧いただきたい。

報告事項は1点、電子地域通貨プラットフォームサービス「chiiica（チーカ）」のシステム不具合による多重決済について報告する。

2ページに概要資料を用意させていただいた。はじめに資料の訂正についてお願いする。項目の番号が、1の次が3に飛んでおり、3対象を2に、以降3、4、5と1ずつ繰り上げていただくようお願いする。

まず1の発生事象の概要である。全国の株式会社トラストバンクのchiiicaを使用した決済において、利用者及び加盟店の意図しない多重決済が複数回にわたり発生していたというものである。原因としては、操作者の意図しない多重の決済リクエストが発生し、そのリクエストを防ぐ仕組みの一部に不備があったこと、加盟店アプリに多重決済を防ぐための15秒チェックが実装されていなかったことである。

次に2の対象であるが、tengooの多重決済が疑われる決済中、加盟店側が取消処理を行ったものを除く、対応が必要となる対象の件数は38件、人数は34人、対象金額は68,990円であった。

3の経過であるが、今年の5月24日に事象が発覚し、調査が開始された。6月16日に本市に電話及び文書で経緯の報告があり、6月19日に当該事案が公表された。

4の対応方針であるが、トラストバンク社に本件専用の対応窓口を設置し、問合せ等の

対応に当たること、過剰請求分の全額を対象者に返金すること、過剰精算分の全額を本市に返金するというものである。

5の再発防止策について、6月28日リリースでシステム改修を実施しており、以降多重決済の発生はないとの報告を受けている。

電子地域通貨についてはその利便性が浸透し、利用が拡大している。安定した運営のためには信頼できるプラットフォームの提供が不可欠である。今回のようなトラブルの発生は、電子地域通貨に対する信頼の低下につながることになるので、今後も事業者の対応状況を注視してまいりたいと考えている。報告事項については以上である。

次に調査事項について報告する。

まず、1の沼田まつりの開催日程の検討について報告する。3ページに資料を掲載している。

8月3日から5日までの3日間、本市最大のイベントである沼田まつりが開催された。3日間の来場者数は約24万人であった。4年ぶりの開催であること、メイン会場が中央公民館跡地が変わったことなど、心配される点多々あったが、皆様の御協力により無事に開催することができた。実行委員会事務局として大変感謝申し上げる。

令和5年度の沼田まつりの開催日程については、昨年10月から実行委員会役員会を中心に検討を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から3年間中止となった沼田まつりについて、令和5年度に実施するに向けての課題は、熱中症リスク、感染症リスクに対する参加者の安全性の確保と、少子高齢化や平日の休暇取得困難による担い手不足の2点であった。課題解決の一案として開催日の変更を検討することを10月21日の役員会で決定した。検討における前提として大切にしなければならないのは、沼田まつりの伝統をどのように守っていくのかということであった。

(2)の課題の解決策として協議する中で、直近の土日に開催するというA案と、旧暦の8月3、4、5日に開催するというB案と、開催日は従来どおりで開始時間を遅くするというC案が出された。

(4)の検討経過であるが、10月21日の役員会で開催日程を検討するという方針を決定し、関係団体や区長会からヒアリングを行った後、1月30日の役員会で実施方針案を検討、2月28日の実行委員会を経て3月中に各部会の意見を聴き、4月13日の役員会で実施方針案の修正を検討、5月25日の実行委員会で修正案が承認され、実施方針が決定された。

実施方針は、1点目として実施日については8月の3日から5日までの従来どおりとすることであった。理由としては、神事とイベント行事が合体して今の沼田まつりの形になった歴史的経過があり、ヒアリングを行った関係団体において神事は8月3日から5日までの従来どおりという意向がある中で、祇園祭とイベントとの切り分けが困難であること、また、最大のイベントの開催日を変えることによる影響の大きさ、9月に変更した場合、沼田花火大会や運動会などの学校行事との調整が難しいということであった。

実施方針の2点目として、開催日は変更しないものの、熱中症予防として交通規制時間を繰り下げて2時からとし、3日の開会行事を午後3時とすること、さらに3点目として、開催日程等の諸課題について令和5年度の実施結果を踏まえて、令和6年度以降の実施に

関しても継続して検討することとするものである。

項目の2に、県内の祭り日程を記載したが、本市と同様に固定の日程で実施している祭りは2件と少なく、週末に合わせた日程としている祭りが多くなっている。

沼田まつりの開催日程については、歴史的経過もあり非常に難しい課題ではあるが、令和5年度の実施状況を検証し、今後も引き続き検討していくこととなっている。

調査事項については以上である。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。最初に報告事項1、電子地域通貨プラットフォームサービス「c h i i c a (チーカ)」のシステム不具合による多重決済について。副委員長。

○副委員長 対象件数が38件で利用者が34人ということで、意外と少ないなという感じがするが、結果として不具合が発生したのは1日だけというか、期間が短かったからこの対象者が少なく済んだのかどうか。実際、t e n g o oを多分毎日使っている人もたくさんいらっしゃると思うが、それから見ると38件の34人というのは、ちょっと少ないような気がするが、トラブルが発生したのが時間的には短かったから対象になった人は少ないという理解でよろしいのかどうか、私もこれに大当たりしたので。会社から電話がきた。お返しします、というので丁寧に。ちょっとびっくりしたのである。

○産業振興課長 本トラブル、システム不具合であるが、実はt e n g o o導入以降からあったものという認識である。令和3年度中に一度、そのためのシステム不具合を改修したということであったのであるが、実際には改修が100%ではなくその後も発生していたということが全国の他のc h i i c aのシステムを活用している自治体からの指摘で発覚して、その後調査が始まったというものである。アプリの決済の画面が固まってしまっていて動かないのもう一度決済をしてしまったときに、実際は決済がされているが、それがアプリ上で認識できないというような、そういった事象であり、件数的にはそう頻発するものではなかったというふうに聞いている。実際疑われる決済としては全体で64件、金額で11万7,960円あったが、そのうちの26件については、実際に加盟店側で気がついてその場で取り消しの処理をしたといったケースであり、結果38件と少ない内容となっている。

○副委員長 分かった。それで、そういう事案があった、こういうトラブルがあったということは既に公表されているということなのであるが、利用者から産業振興課に問合せとか、そういった話は来ているのか。

○産業振興課長 利用者からの問合せに関しては、産業振興課に本件に関して直接問合せをいただいた事例はない。トラストバンク社が誠実に対応しているという中で、市に問合せはなかった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ調査事項、沼田まつりの開催日程の検討について質疑あるか。齋藤委員。

○齋藤委員 1の担い手不足のところ、今回の沼田まつりで実際に、例えばどこかの団体でこういう担い手不足でちょっと苦勞したというような、何かお話があったらお伺いできればと思う。

○産業振興課長 今回の沼田まつりにおける担い手不足の事例であるが、こちらで把握している範囲であると、例えば町みこしの一部で、令和元年度までは参加していた団体が今回コロナ禍の中で、担い手が減ってしまった中で、参加を断念するというような事例があった。その他、まんだの引き手が少ないであるとか、担ぎ手、奉仕者が少ないであるとか、あとは町の祭典事務所のお手伝いの方が少ないであるとか、そういった個別のお話は伺っている。

○齋藤委員 分かった。大丈夫である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で産業振興課を終了する。

## イ 農林課

### ・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、農林課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。農林課長。

○農林課長 農林課の所管事項報告及び調査事項について説明させていただきます。

今回、農林課の所管事項報告はない。

次に、前回の委員会において意見交換のあった事項について調査報告をさせていただきます。

まず、鳥獣害対策におけるGPSタグを使用した調査の現状報告と成果についてであるが、資料5ページを御覧いただきたい。

現状報告としては、利根地区において個体群11群に対し、GPSテレメトリー発信器が2頭、ラジオテレメトリー発信器が31頭、合計で33頭への装着となっている。

池田地区においては、個体群1群に対しラジオテレメトリー発信器を装着した猿が3頭となっている。

GPSテレメトリーについては、利根町砥山地区にある基地局で受信できれば、自動的にアニマルマップにプロットされ、インターネット等により農業者等も猿の位置を確認することができるシステムである。

ラジオテレメトリーについては、野猿動向調査を委託している2名が受信機により行動を調査し、農地の近隣に猿が来た場合には、情報提供するとともに追い払いを実施している。

利根地区においては、範囲が広大で電波を受信するにも時間がかかり群数も多いことから、メールによる発信は行っておらず追い払いのみであるが、池田地区については、サルメールにより登録者に猿の位置情報の発信もしている。

成果としては、利根地区については各群の行動域の把握や個体数の確認ができ、結果、個体数が多く加害レベルが高いと考えられ、また、分裂する可能性が高い群の捕獲を優先することができると考えている。

また、農地に群れが接近した場合には追い払いが素早くできるようになったと考えられる。

池田地区についても、行動範囲の把握ができ、また、位置情報により調査者及び市民による集中的な追い払いができたことで池田地区に滞在する期間が大幅に減少し、被害も少

なくなったと思われる。

ラジオテレメトリーによる受信確認は市事務補助の11班及び業務委託を発注している群馬野生動物事務所でも実施しており、また、鳥獣対策業務委託及びニホンザル生息状況調査による調査も実施している。

以上の業務委託により調査されたものが、年度末に猿の生息等の状況として報告されている。

次に、鳥獣による農作物の被害、捕獲状況とその対策についてであるが、資料9ページを御覧いただきたい。

平成30年度以降、右肩下がり被害は減少していたが、令和4年度は増となっている。主には、令和3年度比で猪47万3,000円、猿184万2,000円の増となっている。

原因としては、令和3年度は通年で自然のエサが豊富であったため出没が少なかったが、令和4年度は通常であったため被害が増加したと思われる。

捕獲状況としては、令和5年度の全体として、令和4年度の同時期までの全捕獲数比で63頭の減で、主には猿21頭の増、猪29頭の増、ニホンジカ90頭の減となっている。

要因については、特に設置するわなの増減はなく、野生動物の行動、自然環境の影響による減と考えられる。

今後の対策としては、専門家による被害箇所の調査、対策助言、事後フォローや実施隊による捕獲、また、実施隊員以外の捕獲、わな部会であるが、それと地元住民による獣害防止柵、電気柵の設置への補助、発信器を装着した猿の動向調査、追い払い等の実施しなどの継続や大型おりによる猿の捕獲の再開についても早急に対応していきたいと考えている。

以上、農林課の報告とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行う。まず、鳥獣害対策におけるGPSタグを使用した調査の現状報告と成果について。副委員長。

○副委員長 猿だけではなくて猪や鹿も全部そうだと思うが、沼田市内だけで動いているわけではないから、みなかみ町から結構猿が来ているというような話も聞くし、赤城山であるとか、前橋や桐生のほうから鹿が来ているというような話も聞くので、こういう形で対応していただくことは、それは一つ、大きな成果が上がっているのだなということは実感できるのであるが、広域的に対応していかないと、猿にしる鹿にしる猪にしる、沼田市だけで活動しているわけではないから、やはりその近隣の町村、少なくとも利根沼田の町村とは、ある意味情報交換、そういう発信器をつけている猿があっちに行った、こっちに行った、というようなことが情報交換されているのかどうか。こういった有害鳥獣対策として広域での対応というのが、何かされているのか、あればお聞かせいただければと思う。

○農林課長 広域での情報交換である、今日は資料を持ってこなかったのであるが、前橋市を含め、先ほど申し上げたような赤城山を中心とした広域な鳥獣害対策協議会というのを持っており、毎年数回、総会及び情報交換会、それと研修会等を実施している。

○副委員長 そういう情報交換が実際されていて、何らかの対策についても検討されて、状況に応じては対策も講じられていくのではないかと思うが、特に猿はみなかみ町に大変多くて、結構な群れが池田のほうに移動してくるというような状況の中で、多分みなかみ

のほうも発信機は猿につけているのではないかと思うが。であるから、例えばみなかみの猿が池田のほうに行ったりとか、池田の猿がみなかみのほうに行ったりというような、そういう情報のやりとりというのが実際されているのかどうか。やはりそういう対応をする中でみなかみの猿が来たら追い払いもできるような状況、沼田の猿の情報だけで追い払いをするのではなくて、いろいろなところから来る可能性があるわけであるから、そういった発信機をつけているようなものについては、そういう情報交換をしながら、みなかみの猿が池田に行ったよとか、池田の猿がみなかみのほうに行ったよというようなことで、それぞれのところに対応してもらいたいような、そういう情報の提供し合いというのはされているのか。

○農林課長 みなかみにも猿群がいて、今確認されている状況では、4つの群れがいる。それと沼田市のほうにも発知群、太郎群というものがいて、池田地区においては3つの例が確認されている。先ほど申し上げたとおり、池田地区においては発知群、太郎群と、ちょっと不明な部分のある群があるが、それにはテレメトリーはつけており、情報収集は毎日行っている状況である。それとみなかみのほうの群においても、GPS及びテレメトリー、ラジオテレメトリーも装備されており、随時みなかみとのやりとり、情報交換をやっている。基本的に夏場は特にこちら、池田方面にみなかみの群れは来て、秋口になって帰ってくるような状況は、ニホンザルの生息状況調査というのを毎年やっており、その中においても行動の方向性は毎年確認し、やはり果樹のいい時期とか、そういうときには池田のほうに集中してくるような形を確認しているの、移動した部分においてはみなかみとのやりとりは随時やらせていただいている。

○副委員長 分かった。さっきも言ったように、猿にしる鹿にしる猪にしる、市町村関係なく移動して、荒らしているということなので、そこは利根沼田の中での対策を共通の認識、情報交換をしながら進めていくということが必要ではないかと。実際今みなかみとのそういうやりとりがされているということなので、そういったことを利根沼田の圏域、市町村の中で共通の認識を持って取組を進めていかないと、なかなかこれは解決しないのではないかと。沼田に出た、ではみなかみに追い払えばいいやというわけではもう済まないわけであるから。そこはやはり協力し合いながらやっていけるような、そういう対策を構築していく必要があるのではないかなと思うので、ぜひ検討していただければと思う。それから、おりに入ったらカメラで入ったことが確認できて、それで自動的におりを落とす、扉を閉めると。大体200万から300万円ぐらいそれがかかるというので、効果は結構あるみたいなのであるが、費用が高額でなかなか使われていないような気がするのであるが、もう大量に捕獲をしないと、1つ2つというので取っているだけではもう切りがないと思うので、そういうものも使った対策、それも利根沼田が一体となって取り組むような、そういうことについて何らかの検討を今沼田ではされているのか、最後にお聞かせいただきたい。

○農林課長 大東副委員長がおっしゃったように、カメラで感知しておりを閉めるというのはやはりかなり高額なおりになってしまうので、購入はしていない状況であるが、ある程度カメラは設置させていただいて、動向は確認させてもらったりはしている。ただ、おりを閉めるという装置を使うとそれなりに高くかかってしまうので、今のところ導入はしていない状況なのであるが、その辺の情報も近隣の市町村、利根沼田においてもいろいろ

情報交換させてもらい、まだ今のところ入れた自治体は多分ないと思うのであるが、捕獲としてはそういったものがあればすごくいいなとは思っている。どうしても中に入ってエサを取るという行為はしているみたいなのであるが、わなにかからないような状況、おりが閉まらないような状況というのは何件か見受けられるので、今後情報共有をしながら、いろいろな情報交換をしながら検討していきたいと思う。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 被害の量も、それから金額も猿が断トツではないか。被害を受けている作物はやはり金額的には高価なものが多いのである。サクランボとかリンゴだとか。実際に猿が年々、全体的に見ると増えている傾向にあるのか。

○農林課長 現状ではほぼ増減はない状況である。捕獲も一番最後のページ、10ページにもあるが、毎年それなりの頭数は取っていて、動向調査とかいろいろ見る限りでは子猿をちゃんと連れている、毎年確認されている状況なので、取った分くらいはやはり増えてきているような状況であるから、現状の把握としては、増減はあまりないという解釈になっている。

○野村委員 基本的には猿の捕獲は、方法としてはどういう方法が今一番有効なのか。

○農林課長 基本的に今までどおり、おおむね群れに対してGPSをつけているので、その中でわな、おり等で捕獲する方法しか今のところは実施できていない状況である。

○野村委員 結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの提案どおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後2時00分～2時08分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

## (2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは(2)の経済部各課の調査事項検討・意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、お願いします。木内委員。

○木内委員 先ほどの猿の件であるが、大東副委員長がおっしゃったように、沼田以外の市町村にとっても、市町村単位で押しつけ合うのではなくて、共通の情報と認識を持って個体数を減らしていくことが望ましいのかもしれないが、なかなかそういったことも難し

いかかもしれないが、被害を食い止められるように情報を共有させていただければと思う。  
○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ自分からいいか。GPSの件であるが、茂木議員から聞いたが、これもそうなのか、みなかみは何かアプリがあって、何かQRコードがついていたから見られるのか。これは多分共通である。だから沼田は見られないのかと話をしていたのである。GLリンクマネージャーツール、これはコントロールソフトからソフトウェアやアプリを入れないと一般の人は見られない。一般の人、だから農家がぱっと見えるような状況にして、あとは駆除する人たちに、どの辺にいるのだというのが分かると非常にいいのかなと思う。今どきであるから、GPS発信機をつけて……。絵を見るとすごい。猿の首輪にこんなものをつけるのかという感じなので。みなかみも多分同じ方法でやっているであろう。

○野村委員 結構いい金額がする。あと、これは猿がこの辺にいるよ、とか情報が来るわけである。そうすると、猟友会の人たちが追い払いに、空砲なんかを撃ったりしていくわけか。

○木内委員 猟友会の方が見回ってくれていて、場合によっては追い払いをしてくれて、なおかつ、明らかにこの農作物の近くにいるというのが分かれば、地元の人との協力をもらいながら地元の農家みんなで追い払う。

○野村委員 それを追い払うときは空砲を撃ったり花火を上げたりするわけか。

○木内委員 市販のロケット花火だとか、資格を持っている人は追い払い用の花火、音の大きいやつを鳴らして追い払う。

○野村委員 あれを使うことは難しいのか。群れがどこにいるというのがこれで分かるではないか。分かったらドローンで空から何か追い払うことができるような、そういう工夫というのは……。

○委員長 今後の検討ですごくよいと思う。

○野村委員 そういうのをやらないと、猟友会の人たちだって高齢者が多いから、山の中の傾斜の強いところを歩くこともあって大変であろう。それよりも、あそこに猿がいるので、というのが自分で分かるわけであるから、ドローンの操縦ができる人がいれば、そこへドローンを飛ばせるわけであろう。それでドローンから花火みたいなものを落とすとか、あるいは猿が嫌がる音を流してやるとか、そういう工夫というのは考えないのか。

○木内委員 まだそこまで発展していないかもしれない。

○野村委員 これからドローンを活用したほうがいい気がする。こういう関係については。

○委員長 GPSのこれを使って、新たな駆除、追い払いのシステムが検討されているのではないかと思うが。

○野村委員 今のドローンとかは、このGPSでいる場所が分かる。そうするとドローンが自動的にそこまで飛んでいけるようなことができるのではないかと思う。

○委員長 DXを活用してということ。

○野村委員 そうじゃないと猟友会の人でも大変だと思う。

○副委員長 もうこれは本当に、平らなところに出てくれるならいいが、大体山の中にいるから、容易ではないと思う。

○木内委員 猟友会の人も見回りに行ってくれて、でも都合があるので、ちょっと10日くらいいないのだ、なんて言って情報が集まらないときもある。

○野村委員 そういう方法もこれからは考えていかないと大変ではないかという気がする。

○委員長 システムを作るのは簡単である。いるよ、という情報が来て、それに対してドローン飛ばすという。まあドローンの配備というか、結構航続距離がまだ短いので、ある程度、例えば利根なら利根、白沢なら白沢というレベルでドローンを配備しておいて、そこに指令するのは簡単だと思う。音を出したりもできる。

○副委員長 それで大体逃げていくと思うのである。

○木内委員 追い払いでやっているところがあると思う。

○委員長 何というか、サーモグラフィーを使って夜の行動調査なんかもドローンでやっているのである。大体夜行性の動物なので。

○副委員長 有害鳥獣対策の沼田市の今の対応、対策というか対応をどうしているのかということと、今野村委員が言われたドローンの活用なんかを、追い払いについてどうするのかと。

○野村委員 もう本当に若い人が猟友会に入っていれば同じ対応でもいいけれど、何しろみんな年齢が高いのだから。

○副委員長 私より年齢が高い。

○委員長 許可も出ないのであろう。そうでもないのか。

○木内委員 駆除の実施隊というのがあり、その許可が出づらい。ある程度の経験がないと。ただそれを待っていると、せっかく資格を取ってくれて鉄砲を買ってくれていて、協力しますよ、と言っている人が駆除をできずにいて、経験も何も積んでいけない。駆除の実施隊である。多分市長から受ける免状だと思う。

○委員長 その辺の状況も調査に入れていいのではないか。

○副委員長 有害鳥獣対策として、今言われたような許可を。

○木内委員 早めに出してもらえるようにしないと。

○副委員長 現状どういう状況か、自治体の組織だとか。あとさっき言われた、ドローンを使った追い払いの取組、そういうことを。

○委員長 はい。相澤委員。

○相澤委員 先輩議員でもし御存じの方がいたら教えていただきたい。ここに書いてあるのは畑の被害だと思うが、漁業組合がヤマメだとか鮎だとかを放して、それが鶺鴒だとかシラサギに食われたりだとか、あとその鳥たちがふんをして、ふん害が住宅街で出ているというのがあると思うので、そういったものに対して何か鳥獣害被害として対策をしているということがもしあれば教えていただきたい。

○野村委員 今までそれは話題に上がったことはないと思う。実際にはそういうのはあるのであろう。

○副委員長 カワウが多いのである。薄根川なんかは、こう糸みたいなものを張って、光るテープのようなものをつけたりしたこともある。薄根川だとか簡易水道のところに鶺鴒がいて、放流するとみんな食べられてしまうなんて言っていた。

○相澤委員 畑だどこの食べられた、というので被害面積だとか額が出ると思うが、川だから多分出ていなくて、ここに計上されていないと思う。

○野村委員 ちょっと把握するのは難しい。

○相澤委員 はい。ただ把握されていなくても、確実に食われていると思うのである。それなので、そういう対策というのがもし市のできるのであればいいのかなと個人的には思っている。

○野村委員 漁業組合の人はどんなふうを考えているのか、その辺のところ。漁業組合のお金でそういう魚を放流しているわけであるから。だから実害は漁業組合が出ているわけであろう。

○相澤委員 魚を放して鑑札を買って、そのお金で運営しているわけだと思うが、食われてしまうと川に魚がいらないじゃないか、利根沼田に魚がいらないじゃないか、と言って県外に釣りに行ってしまっている人とかもいるのである。新潟の鑑札を買っているのだ、という人もいるから。これは大分不経済に当たるのかなと思うのである。

○副委員長 合わせてカワウとかシラサギの漁業被害ということで、状況とその対策ということである。

○委員長 状況を把握しているかどうかということと、その対策をしているかどうか。

○野村委員 魚の場合は直接漁業組合の関係になるのかもしれないけれど、鳥のふんはやはり広範である。

○相澤委員 ふん害がすごすぎて、鳥が巣を作る特定の場所があるが、その近所はもうガーガーガー言うから朝からうるさくて、鳥のふんもあるのでアパートに人が入らないというところも実際にあるみたいである。

○委員長 農業とかではなくて、そういう鳥獣害か。獣害はあるかどうか分からないが。

○相澤委員 鳥害というのか。

○委員長 そういうところの現状の把握と対策。

○野村委員 実際にそういう被害があることを把握しているのかどうか。調べてもらったほうがよい。

○大東委員 改めてどういう状況かというのを知る必要がある。今の猿と一緒に、鳥獣害対策についてというので農林課に聞いてもらって。

○委員長 ほかに。木内委員。

○木内委員 玉原のペンションの方から相談を受けたことがあって、今テニスコートだとかキャンプ場だとか、サイクリングロードだとか出ているが、キャンプ場もテニスコートも今機能していない。それについてマップを見た上での問合せがあると、対応が大変らしいのである。マップというのは、もろもろのパンフレットの地図もそうであるし、利用していないものがそのまま地図に明記されてしまっているので困るというお話をいただいた。

あと、サイクリングロードと言われている場所があるのだけれども、そこはいわゆる今の街乗りの自転車ではとても大変なロードなのである。その名前の変更を考えてもらうか、もしくは遊歩道的なものにしてもらったほうがいいのかもしいかなんていうお話をいただいた。

テニスコートやキャンプ場も整備して使えるようにしてくれるのであればいいのだけれども、今、キャンプ場に関しては玉原東急さんが一応管理はして、使ってははいないのである。テニスコートも受付窓口は多分市だと思うが、何も整備がされていなくて維持管理がされていないので、もうテニスコートの地面も荒れてしまったり草も生えてしまったり

するので、テニスコートとしてはもう使えない状態だということである。

○副委員長 玉原のテニス場やキャンプ場の状況と、それから今後の活用、さっきのサイクリングロードを含めてその状況と、今後の活用の方法についてどういう検討をしているのかということ聞いてもらえればよい。

○委員長 それを調査事項に上げた中でそのパンフレットとか、そういうことをそこで聞けばよい。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で経済部の調査事項の検討と意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 説明が終わった。これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようであればそのようにさせていただく。よろしく願います。  
休憩する。

午後 2 時 37 分～ 2 時 39 分

(当局入室)

○委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開する。

### (3) 都市建設部各課の所管事項報告

#### ア 建設課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の 3、(3) 都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。最初に、建設課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。建設課長。

○建設課長 それでは建設課の調査事項について報告させていただく。調査事項 1 の、老神温泉崩落箇所の意見書提出後の経過についてであるが、今年の市議会 3 月定例会において「老神温泉街における河岸崩落への具体的対応を求める緊急要望書」が審議され、可決後、議長名で国土交通大臣と群馬県知事宛に送付されたと認識している。提出後において、国土交通省、群馬県からはこの件に関して特に連絡、問合せ等は来ていない。

その後の状況であるが、建設課においては老神温泉の源泉、揚湯施設の管理を請け負う業者より温泉の源泉ポンプの交換を老神温泉源泉管理会から依頼されているが、片品川の河川敷にある揚湯施設までポンプを下ろすのに、現在設置されている仮設階段では安全な作業が困難であるとの相談があり、仮設階段の設置者である菌原ダム管理支所、利根川ダム統管理事務所へ相談、協議を行った。仮設階段については国と市で覚書を交わしており、維持管理は市で行うこととしているため、特にできることはないと言われ、現在、建設課にて国から仮設階段の設置を請け負った業者へ温泉ポンプを安全に下ろす方法等の検討を依頼中である。

それでは添付資料の説明をする。1 ページ目は、老神温泉地区の法面崩落箇所の位置図に状況の写真を添付している。崩落箇所は、現在休業中の宿泊施設になる旧ホテルニュー老神の片品川右岸の法面である。左の写真は、内楽橋から崩落箇所を見た写真である。右

上の写真は、国、利根川ダム統管理事務所にて設置していただいた仮設階段と、その下  
が片品川岸にある老神温泉の温泉揚湯施設である。右下の写真は、崩落現場を下、片品川  
から見た写真である。

2 ページ目は、法面崩壊の対応経過について主な内容を示したものである。ここに記載  
したのは主な内容で、この他にも国や県とは協議を行っているが、主なものをここに列記  
した。

上から簡単に説明をさせてもらおうと、平成29年7月15日、法面崩落が発生。10  
月31日、国へ設置を要望していた揚湯施設への仮設階段の設置が完了したが、これが一  
つ目の階段ということで、1 ページ目の位置図を見ていただくと、崩落現場に近いところ  
に赤く示した1 回目の仮設階段を設置していただいたのが平成29年の10月になる。そ  
の後、11月9日、仮設階段の管理について国と市で覚書を交わした。覚書では仮設階段  
等の維持管理は市が行うこととしている。また、同日その通路階段の利用について、旅館  
組合及び源泉管理会と市の3者で覚書を交わして、源泉管理のための通路として地元で利  
用している。その後、平成30年11月、岩盤崩落の原因を探るため、国へ調査を依頼し  
た。翌年3月、その結果が国から市長に説明があった。しばらくして令和3年2月11日、  
2 回目の崩落が発生した。設置してあった1 回目の仮設階段が損壊したため、改めて国へ  
仮設階段の修繕を要望し、その年の5月に仮設改善の修繕が完了し、以前あった場所より  
下流側に新たな仮設階段の設置していただいた。これが先ほど見ていただいた位置図の下  
流側にできた階段で、右上の写真となる。その後、令和4年9月に山宮委員長のお取り計  
らいにより、国会議員の中曽根康隆衆議院議員、清水真人参議院議員、清水議員は国土交  
通大臣政務官をされているが、両議員が現地を視察し、その後、地元老神温泉の関係者  
の方々と意見交換を行った。令和4年11月には、地元区長ほか老神温泉関係者3名の連名  
で、ホテルの解体と崩落箇所への安全対策についての要望書が市へ提出された。最後に、令  
和5年3月に緊急要望書の提出となる。

説明は以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。老神温泉崩落箇所の  
意見書提出後の経過について。副委員長。

○副委員長 私みたいな素人が見ても、もういつ上の建物が崩落するか分からないような  
危険な状況になっていると思うが、こういう状況を見ても国や県は何の問合せもしてこ  
ないということで、こういう状況について国や県が危険性についてどういう認識をされて  
いるのか、分かれば教えていただきたいのと、この場所は菌原ダムを満水にすると、ここ  
の崩落箇所よりもちょっと上流まで水が来るわけであるから、当然そういったことから考  
えれば菌原ダムに管理責任があるのではないかと思うが、そういったことについて担当  
の課長としてはどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただければと思う。

○建設課長 国や県がどういう認識でいるかという点だと思うが、崩落後、平成29年当  
時、国と県と市で協議した記録等を見ると、国が管理するエリアは、ダム管理としてはダ  
ムの常時水位からプラス3メートルまでがダムの管理下との認識でいるということ  
を協議では発言をされているので、今もそういう認識であると思う。県については、  
河川管理は一般的に管理区分が国と県で分かれているが、片品川については、通常  
の部分は県が管理している。この部分については根利川との合流地点から上流の老神  
温泉の先に大楊橋まで

の間は国の直轄管理ということで、県の管理ではないという認識でいると思う。

2つ目の、菌原ダムを満水にすると上流まで水か来るから、ダム管理の範囲ではないかということだと思うが、先ほど申したとおり、ダム管理は通常の水位から3メートルまでが管理区域という認識で、国は、崩落原因が水の流れによる浸食によって崩落が起きたのではないという見解をされているのである。であるから、普通の河川の流れて崩落が起きたのではなく、自然崩壊したというような認識であると思う。

○副委員長 分かった。それで、こういう護岸対策については国の急傾斜地崩落箇所の、危険箇所の対策の対象にならないというふうに聞いたのである。面積が少ない、戸数が1軒しかないということで、要件に満たないということで、実際国のそういう崩落の危険箇所の対策の補助対象にはならないというふうに聞いたが、実際これだけの規模の崩落が起こっているわけである。面積的にいけば結構広いのではないかと思うが、そういった国の急傾斜地の危険崩落地の補助対象みたいなものにはこの老神の崩落箇所は対象にならないのか。

○建設課長 一般的な急傾斜地の事業、県が行っている事業は、条件としては民間の家が5戸以上であって裏の斜面が高く傾度が何度以上あるとか、事業採択の条件が幾つかあって、県も毎年要望箇所を現地調査しているが、やはり5戸ないとか、5戸あっても1軒が空き家のため、採択にならないというケースも、県から相談を受けたところであった。この場所については上が個人の温泉、湯施設で個人の方が所有しているということで、その辺が事業としては採択が難しい部分であると考えてる。

○副委員長 なかなかそういった点で補助の採択いただくというのは難しいということが分かったが、これをそのまま放置していけばますます崩落が進むだけで、上の建物や両脇の建物を含めて倒壊するおそれがあるのではないか。であるからやはり1日も早く安全対策というかそういう措置をとっていかないと、隣の家は確かまだ営業されていて人が住んでいるわけで、そちらのほうにも危険性が及ぶわけであるから、何らかの対応をしていかななくてはならないと思うが、そういった意味ではまだ国や県はなかなか対策を講じようとはしていないという状況なのか、多分そういう状況なのではないかと思うが、結果として、国や県は、要するにもう市でやりなさいよ、土地を持っている人でやりなさいよ、というような考えでいるのかどうか、最後にお聞かせいただければと思う。

○建設課長 直接市でやりなさいというような意見は、国や県と私が話している中ではない。過去の記録を見ても、国は建物が民間なので、民間の財産には手を出せないという意見であるが、直接市のほうでやりなさい、と直接言われたという記録は特にない。

○副委員長 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で建設課を終了する。

## イ 上下水道整備課

### ・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道整備課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。上下水道整備課長。

○上下水道整備課長 それでは、上下水道整備課所管事項について報告する。

まず調査事項報告の前に、今回、昨年度開催した全員協議会の配布資料を添付しているので、その概要について簡単に説明をさせていただきます。

全員協議会の内容であるが、10月に「沼田浄水場の老朽化の現状と課題について」ということで報告し、その後12月に「浄水場の改築方針の決定について」を報告している。資料は1ページから4ページになる。

沼田浄水場における老朽化の現状と課題については、先日、現地視察をいただいたとおり、構造物の多くが築造から既に40年から50年以上が経過しており、老朽化の進行によって、将来にわたり健全な状態を維持していくことが困難となっており、また、耐震性能の不足など構造上の問題によって、大規模な改築更新を行っていかなくてはならない状況となっている。

そこで令和3年度に「水道事業基本計画」を策定し、その中で今後必要となる大規模な改築更新をどのように行っていくのか、代表的な4案を抽出し、それぞれのメリット、デメリットについてさまざまな角度から比較検討を行った。その概要が資料2ページの内容となる。

資料2ページでは、検討案の内容を踏まえ、経済性、維持管理性、運用性等を専門家による技術的な知見において各案のメリット、デメリットを抽出しており、その上で総合評価として安全性、強靱性、持続可能性の観点で、優位性の評価を行ったものである。

その結果、総合評価として資料の最下段に示したとおり、C案の、現在の位置よりも標高の高い位置に移転し、ダウンサイジングして更新する案が、最も優位性が高いものと判断し、この方針に基づき今後更新計画を進めていくことを決定した。

令和4年度の全員協議会の内容は以上である。

次に、調査事項1、現在の沼田浄水場の今後の10年間の整備計画について報告をする。資料は5ページから6ページになる。

現浄水場の老朽化のため、新たな浄水場の移転計画を進めているところであるが、新規浄水場が完成するまでの期間は現在の浄水場の機能を維持しつつ運用を図っていく必要がある。

浄水場の機能維持を図っていく上では、電気設備、計装設備が特に重要な施設であり、これら施設の法定耐用年数は15年から20年と定められている。

しかし、現状施設は設置から既に40年以上が経過しており、施設の重要度・優先度を考慮すると、早急に改修を行っていく必要があり、このため、第六次総合計画において浄水場施設改良事業として、主要な電気設備、計装設備の改修・更新計画を位置づけ、これらを段階的に改修していく計画としている。

具体的には、資料5ページに示したとおり、主要な電気・計装設備について5年計画で整備を行っていくものであり、これまで令和3年度に主電源設備である高圧受変電設備を、令和4年度に送水ポンプ制御盤の改修を行っており、令和5年度においては急速ろ過池等機械類のコントロールセンター制御盤、操作盤の改修を実施しているところである。

また、次年度以降の予定として、令和6年度に動力制御盤である中央監視盤を、令和7年度に非常用発電設備の整備を計画している。

以上で主要な電気・計装設備の改修についてはひとまず完了となるが、その後、令和

8年度以降の新規浄水場が供用開始となるまでの間については、新規浄水場の更新計画を早期に進めていくとともに、現浄水場の改修されていない施設及び機器類を主体に、状態監視による保全を継続していくことによって施設の状況に対応した修繕を適宜行い、安全な水の提供に努めてまいりたいと考えている。報告は以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。調査事項1、現在の沼田浄水場の今後の10年間の整備計画について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で上下水道整備課を終了する。

以上で都市建設部の所管事項報告を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後3時06分～3時07分

○委員長 会議を再開する。

#### (4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第の(4)都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上お願いします。副委員長。

○副委員長 一般質問で小野塚議員も取り上げたし、私もやったのであるが、街なかの区画整理の進捗状況。特に上之町の交差点のところも空き地になっているし、中町のやまだやさんがあったところも空き地になっているのであるが、具体的に空き地になっているところがどういう計画になっているのか、今後どういうふうにしていくのかというような、空き地のこれからの計画だとか、全体の事業の取組をどうやって進めていくのかということを書いてみたいと思う。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 公園の管理も所管的にはここか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○相澤委員 お伺いしたいが、創価学会さんの会館がある近く、城堀川を埋め立てて上が公園になっているところがあるが、あそこは噴水がついているが、例えば噴水は使っていない。噴水の建物というか、噴水自体はあるのに水が出ていなくて、みすぼらしい状態であったり、あと自分が小学生のときにあそこができて、遊具が全く変わってなくて、その遊具についてだとか、あとあそこに大きいシダレザクラがありその写真を撮りに来る方がいるが、公園内に駐車場がないだとか、そういった意見を多数いただいているのであるが、それは……。

○委員長 私もジョギングでたまにあそこを走ったりするが、基本的に全く整備されていない。結構草がぼうぼうで、時々草を刈っているのであろうけれど。路面とかはインターロッキングになっているのであったか。間とかも草が生えて除草剤もまいていないような状況になっている。

○相澤委員 高速を降りて右に曲がるとすぐあるということで、玄関口みたいなところなのにちょっとみすぼらしいという意見がある。そこから東側がまた、先にその噴水があったところが整備されたが、その後何年か経ってから、その東側、文真堂の北側に当たるところも城堀川を埋めて公園のような形になっているが、あれは水が流れるようになっているが、水は流れていなくて、ちょっとみすぼらしいかなと。

○委員長 整備して綺麗にしたほうが絶対にいいと思うが、そこは何公園なのか。

○副委員長 城堀川緑地公園というのでは。

○委員長 その現状と今後の活用について、整備について。

○相澤委員 それで地域の方に聞いているのは、遊具については、元々城堀川が一級河川なので、上の管轄は国交省になるという説明を過去に受けたことがある。県土木だったか。だから市の管轄ではないから、遊具を新たに造るとかそういうのが難しいと言われた経緯があると地域の方からは……。それで経緯としては、桜町の老人会と、上原町の地域の人たちが半分ずつ、北側は桜町、南側は上原町で昔は整備していたらしいが、上原町のほうが整備できなくなってしまったというのがあり、桜町もその後整備しなくなって、一番西側の桜が入っていたりバラが植えてあるところ、あそこも個人の方が有志でやってくれている。それなので公園管理についてお伺いできればと思う。

○副委員長 都市公園の状況と今後の整備についてということで全体で聞いて、その中で相澤委員からここはどうですか、と聞いてもらえばいいのではないかと。

○委員長 そこで突っ込んで話をすればよい。この話も事前に当局に言っておいたほうがいい。そうすれば資料も用意できる。そういう話が意見交換で出てきたということで、全体の話を取りあえず聞いて。

ほかに何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは休憩する。

午後3時17分～3時22分

○委員長 会議を再開する。

ほかに。野村委員。

○野村委員 副委員長と同じで街なかのことなのであるが、世の中の状況が変わりすぎているからもう当初の計画のとおりには進まないと思うのである。今回、中町の関係は後回しにしたであろう。御馬出し通りから下を先にやるというような話も出ている。だけれども、沼田市は基本的にどういうまちにしようと思っているのか。そこをもっと具体的な説明がほしい。もうゆるやかな和、これが最初の話なのだけれども、とてもじゃないけれど、ゆるやかな和なんていうイメージのまちづくりはもう基本的にできっこないのだから。それと基本的に本町通りで物を売ること自体がもうかなり厳しいであろう。そういう状況ではなくなっているのだから。要するにお金を投入して街なかの整備をするということは大変いいことなのだけれど、どういうまちにしようと思っているかという、そこをもっと見

せてもらいたい。それが全然ないではないか。

○委員長 まず、沼田市当局、市長であろう。市長がどういうビジョンを持っているかという、継続した今までの流れがどういうビジョンでやってきたのかというのがないからこういうことになってきたのかと。

○副委員長 結局そうなのである。

○野村委員 そういうものが見えてこないならやめたほうがいいのではないか。

(「やめたほうがいい」と呼ぶ者あり)

○野村委員 そういうものが、ちゃんとしたものが見えてこないなら、やっても無駄であろう。だらだらだらだら、空き地ばかり増えてくるという状況で。

○委員長 この前懇談会に参加したときに、皆さん意見を出し合ったみたいことを言っていたが、それを当局がまとめていないということを感じたし、街区ごとに任せて、みたいになってしまったわけではないか。そうすると絶対まとまらないであろう。区画整理を当局はその当時考えていて、街なかの活性化であるとかということは、当局のほうは考えていなかったんだよ、とたしか懇親会の出席者が言っていたと思うのである。だからこういうことになってしまったのかなというのがある。

今後やはり、統一ビジョンではないが、そういうものを持っていかないと、どんどんお金をつぎ込んで……、そういう状況になってしまう。

○野村委員 今話題になっているけど、明石市の市長であった泉房穂さんといったか、あの人があるところで講演をしている。人気があって。あの人のお話を聞いていると、使わなくてはならないところには市はちゃんとお金をかけているのである。それはやはり子供重視なのである。だから子供のことを本気で考えていかないとまちの将来はないという、それがあの人のお基本的な理念である。それをやることによって、明石市に移住したくなる人が増えてきて、本当に人口も増えて、子供も1人で我慢していた人が2人産む、3人産むというふうに現実になってきているのであるが、今回街なかで空き地があんなにできてきて、何に利用していいかわからないというような状況がずっと続いているのであれば、例えば子供が2人います、けれど働きたい、働きたくても子供を安心して預ける場所が保育園しかない。そうではなくて、お金が、要するに所得が低くて保育園にも出せない人に、一時預かり所みたいな施設を市が造って、市が、いわゆる昔で言うところと……、昔、昭和の時代であったら、近所のおばさんおじさんが子供の面倒を見てくれたりした。そういうコミュニケーションがあったのである。だから、市がおじさんおばさんに代わってあなたの子供を、あなたが希望する時間はちゃんと安心して見てやれますよ、というような施設をこの街なかの中に造るぐらいのことを市が考えてもいいのではないか。ただ空き地がどんどん増えるだけで。要するに今まで住んでいた人の家の補償が、大変な金額出るわけである。普通に我々不動産業者が見積もりをするような金額よりもはるかにすごい補償が出るわけである。その補償が出て、中には新しく家を建て替えてそこに自分の住宅を造ったり、補償をもらったままそこに住まないで違うところに出たり、ということを繰り返しているわけであろう。だから一向に空き地がどういうふうに、具体的に市民のためになるような、まちのためになるような使い方がされるといって絵が全然出てこないのである。そういうこともここまできたら市でも本気で考えていかないと。使わないという人の土地は市が買い上げてやっていいのではないか。それで市民のためになるような施設を市が造って市が運

営するというような……、社協に任せっぱなしではなく、もうちょっと違う形で市が踏み込んでいてもいいのではないかという気がするのである。どういうふうなまちにしようと思っているのか、そういうところを聞かせてもらいたい。まちづくりの方向性を。

○委員長 ほかに。何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市建設部の調査事項の検討及び意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認させるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

#### (5) 今後の日程について

○委員長 それでは、(5) 今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。皆様そのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。